資料５－１

政治資金監査マニュアルの充実等に向けた登録政治資金監査人へのヒアリングで聴取した意見について

「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第６期）」において、政治資金監査マニュアルについて登録政治資金監査人（以下「監査人」という。）等から寄せられる意見等を元に引き続き必要な見直しを行っていくとされたこと及び令和８年度第１回政治資金適正化委員会（令和８年４月 20 日開催）における委員の「政治資金監査の実務を理解することは重要」との意見等を踏まえ、政治資金監査マニュアルの充実等に向けた監査人へのヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を行ったところ。ヒアリングで聴取した意見及び当委員会の対応（案）は、以下のとおり。

１．ヒアリング実施概要

実施日時：令和８年９月９日（水）１０：００～１２：００

実施場所：総務省内会議室（一部の監査人はオンライン参加）

出 席 者：野々上尚、秋山修一郎、片山泰宏、大泉淳一、森田祐司の各委員

監査人（４名）、当委員会事務局職員

２．ヒアリングで聴取した意見の概要及び関連整理事項

（１）複式簿記の導入について

（聴取した意見）

複式簿記を導入すれば、収支や残高が自ずと明確化され、監査しやすくなるのではないか。

（関連資料）

別添資料５－２「企業会計（複式簿記）及び政治資金関係制度の趣旨・目的等について」、資料５－３「企業会計について（平成 23 年度第７回政治資金適正化委員会　資料Ｅ）」及び資料５－４「平成 23 年度第７回政治資金適正化委員会議事録（抜粋）」を参照。

（２）報酬の在り方について

（聴取した意見）

- 政治団体への応援の気持ちもあり、ボランティアのような形で監査を請け負っているケースが少なくない。
- ボランティアのような金額ではなく、十分いただいている。
- （報酬に関する基準を策定することについて）団体規模が違うので一律いくらと設定できるものではない。
- （報酬に関する基準を策定することについて）基準を設定したとして使用されるかは分からない。

（関連資料）

別添資料５－５「政治資金監査の報酬に係る政治資金監査マニュアルの記載内容」及び別添資料５－６「政治資金監査の報酬の考え方に係る政治資金監査マニュアルへの規定に関する当委員会での過去の議論」を参照。

（３）政治資金監査制度理解の促進について

（聴取した意見）

政治資金監査制度の意義及び役割について更に周知することで、国民の理解が深まり、国民による監視が強化され、制度の実効性が高まるのではないか。

（当委員会の対応）

政治資金監査制度の意義及び役割に関して、広く一層の理解促進を図るため、総務省 Web サイトの充実を行う。

（４）立替払いの記載方法について

（聴取した意見）

会計帳簿や収支報告書における支出年月日は領収書等に記載のある日付を記載することとなるが、例えば出張等で立て替えた経費を後日精算した場合、帳簿上は現金がマイナスになることもあり得ることから、立替払いの場合は実際の精算日を支出年月日にすべきではないか。

（関連資料）

別添資料５－７「国会議員関係政治団体に係る支出の取扱いについて（平成 28 年度第１回政治資金適正化委員会　資料Ｂ）」を参照。

（５）１件当たりの金額について

（聴取した意見）

都道府県選挙管理委員会を経由して総務省に提出した収支報告書の記載について、総務省から指摘されなかったこと（光熱費が年間で１万円を超える場合は記載すべき）を都道府県選挙管理委員会から指摘されたことがあり、運用を統一すべきではないか。

（関連資料）

別添資料５－８「国会議員関係政治団体の収支報告の手引【よくあるご質問】１件当たりの金額」を参照。

（６）監査人公告情報の見直しについて

（聴取した意見）

事務所兼自宅の監査人が少なくないところ、監査人の事務所の所在地として自宅住所がインターネット上で公開されていることが監査人になることを躊躇させていると考えられることから、非公開とすることを検討してはどうか。

（当委員会の対応）

現行でも希望する者は事務所の所在地全体を非公告とすることは可能であるが、さらに、事務所の所在地のうちの市区町村までを表記し、町名以降を非公告にすることが選択できるよう令和８年度第３回政治資金適正化委員会で登録等関係様式の改正を行い、来年度から開始することとする。

（７）電子署名付与の支援について

（聴取した意見）

慣れない監査人も多く、負担が大きい。研修での周知のみならず、継続的なフォローアップと支援体制の整備が必要。

（当委員会の対応）

- これまで、当委員会では電子署名の手順をまとめた資料「電子署名の付与に関する手順」を作成し、全監査人に郵送して周知を図ってきたところ。また、電子署名の付与を実演する動画を作成し、当委員会 Web サイトに掲載するとともに、当委員会が主催する各種研修において当該動画を再生するなどの取組を行ってきたところ。
- 今後主催する集合研修において、「電子署名の付与に関する体験会」（仮称）を同時に開催し、電子署名の付与の具体的なイメージを持ってもらうこととする。これらの取組を通じて、監査人の支援を継続的に行う。